

資本の払戻しとみなし配当課税（1）

中 嶋 美 樹 子

- I はじめに
- II 現行法の扱いと問題の所在
 - 1 資本の払戻しに係る現行法の扱い
 - 2 問題の所在
- III みなし配当課税の理論的背景
 - 1 みなし配当課税の嚆矢—大正9（1920）年以降—
 - 2 利益積立金額の資本組入れとみなし配当課税
—昭和26（1951）年以降—
 - 3 プロラタ計算の導入—平成13（2001）年以降—
 - 4 まとめ （以上本号）

I はじめに

本稿は、みなし配当に係る最近の最高裁判決⁽¹⁾（以下、「混合配当事件」）に触れ、改めて資本の払戻しに係るみなし配当課税のあり方を考察するものである。

法人は株主に対して剰余金の配当を行うことができる（会社法453条）。剰余金の配当は法人の利益の留保部分（その他利益剰余金）を原資として行われることが多いものの、出資に対応する部分（その他資本剰余金）を

（1） 最判令和3年3月11日、民集75巻3号418頁。

原資として行うこともできる。租税法においては、剰余金の配当はその他利益剰余金を原資とする配当とその他資本剰余金を原資とする配当に区分され、後者は資本の払戻しと呼ばれる。資本の払戻しについては、その他資本剰余金のうちに利益の留保部分と出資に対応する部分が混在していることを前提に、利益の留保部分は配当とみなされ（以下、「みなし配当」）、本来の配当と同様に課税される（以下、「みなし配当課税」）。

みなし配当課税制度は大正9（1920）年の所得税法改正（以下、「大正9年度改正」）において導入されたが、その理論的背景については必ずしも明らかにされていない。昭和26（1951）年度税制改正（以下、「昭和26年度改正」）において、2項みなし配当課税が開始されたことに伴い、みなし配当課税の理論的背景が問われた。そこでは、未実現利得への課税と配当所得から譲渡所得への転換防止の観点からみなし配当課税を正当化する課税説、二重課税排除措置としてみなし配当課税を位置付ける二重課税排除規定説、みなし配当課税には根拠がないものとして廃止を主張する非課税説が展開されたものの、統一的な見解は示されなかった。

本稿は、改めてみなし配当課税の理論的背景を探り、現行法における問題を踏まえて、みなし配当課税の方向性を示すことを目的とする。Ⅱでは、資本の払戻しに係るみなし配当課税の扱いを概観する。Ⅲでは、みなし配当課税の沿革をたどり、理論的背景を探る。Ⅳでは、混合配当事件及びその後の税制改正を概観した上で、みなし配当課税について残された問題を整理する。最後に、Ⅴでは、ⅢとⅣを踏まえて、資本の払戻しに係るみなし配当課税の方向性を示す。

Ⅱ 現行法の扱いと問題の所在

1 資本の払戻しに係る現行法の扱い

法人は株主に対して剰余金の配当を行うことができる（会社法453条）。会社法上、剰余金とは利益剰余金及び資本剰余金のことを指し、利益剰余

金は利益準備金及びその他利益剰余金、資本剰余金は資本準備金とその他資本剰余金に区分される。法人が株主に配当することができるのは、その他利益剰余金とその他資本剰余金に限られる(会社法461条)。

租税法上、配当は利益剰余金からの配当のみをいうものとされ(所法24条1項1号、法法23条1項1号)、資本剰余金からの配当はこれに含まれない。ただし、法人が合併、分割型分割、株式分配、資本の払戻し又は残余財産の分配、自己株式の取得、出資の消却や組織変更により、資本剰余金から金銭等の交付を行う場合、そのうちに法人の利益の留保部分に対応する部分がある場合は、その部分は配当とみなされる(みなし配当)(所法25条、法法24条)。

資本の払戻しに係るみなし配当は(a)式により計算される。株主に交付された金銭等(以下、「交付金銭等」)が法人の資本金等の額のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額(以下、「株式対応部分」)を超える部分はみなし配当とされる(所法25条1項、法法24条1項)。

$$\text{「みなし配当」} = \text{「交付金銭等」} - \text{「株式対応部分」} \quad (\text{a})$$

(a)式における「株式対応部分」の計算方法は政令に委任されており(所法25条3項、法法24条4項)、(b)式に示されるように、払戻しを行った法人の払戻直前の払戻対応資本金額等(以下、「払戻対応資本金額等」)を払戻しに係る株式総数で除した金額を算出し、これに払戻直前の払戻等に係る株式数を乗じて計算される(「プロラタ計算」)(所令61条2項4号、法令23条1項4号)。

なお、(b)式の「払戻直前の払戻等に係る株式数」/「払戻しに係る株式総数」は、資本の払戻しを受けた株主の所有株式割合である。

$$\text{「株式対応部分」} = \text{「払戻対応資本金額等」} \times \frac{\text{「払戻直前の払戻等に係る株式数」}}{\text{「払戻しに係る株式総数」}} \quad (\text{b})$$

ここで「払戻対応資本金額等」は、(c)式に示されるように、払戻しを行った法人の払戻直前の資本金等の額（以下、「払戻直前資本金等の額」）に前事業年度終了時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（以下、「前事業年度末簿価純資産価額」）のうちに資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額（以下、「払戻減少資本剰余金の額」）の占める割合（以下、「純資産減少割合」）を乗じて計算される（所令61条2項4号、法令23条1項4号）。

$$\begin{aligned} \text{「払戻対応資本金額等」} &= \text{「払戻直前資本金等の額」} \times \\ &\frac{\text{「払戻減少資本剰余金の額」}}{\text{「前事業年度末簿価純資産価額」}} \end{aligned} \quad (c)$$

(c)式を(b)式に代入すると(d)式になる。

$$\begin{aligned} \text{「株式対応部分」} &= \text{「払戻直前資本金等の額」} \times \\ &\text{「純資産減少割合」} \times \text{「所有株式割合」} \end{aligned} \quad (d)$$

プロラタ計算において、払戻直前資本金等の額に純資産減少割合を乗じるのは、「一種の割り切り」⁽²⁾によるものであり、「資本の部を、いわば短冊型に縦割りにする」⁽³⁾ものである。その結果、資本の払戻しが全額資本剰余金からの配当であったとしても、一部がみなし配当として認識されることとなる。

みなし配当とされた金額は、個人株主においては本来の配当と同様に配当所得として課税され、法人株主においては受取配当の益金不算入の対象とされる（所法24条1項、法法23条1項）。一方、資本剰余金からの配当のうち、みなし配当とされなかった部分は株式の譲渡とみなされ、譲渡損益が認識される（租特法37条の10第3項4号、法令119条の9第1項）。

(2) 渡辺徹也『スタンダード法人税法（第2版）』（弘文堂、2019）202頁。

(3) 同上。

2 問題の所在

(1) みなし配当課税の理論的背景

資本剰余金からの配当を「一種の割り切り」⁽⁴⁾であるプロラタ計算により配当とみなす背景には、資本剰余金には利益の留保部分が混在することが挙げられる。会社法では、利益準備金及びその他利益剰余金の資本への振り替えが認められている（会社法448条、450条、会社計算規則25条1項）。その結果、会社法における資本剰余金には利益の留保部分も混在することとなる。⁽⁵⁾

他方、租税法においては、法人の利益の留保部分は利益積立金額（法税2条18号）、株主等からの出資に対応する部分は資本金等の額（法税2条16号）とされ、会社法上、利益準備金及びその他利益剰余金の資本への振り替えが行われたとしても、利益積立金額や資本金等の額は影響を受けない（法令8条）。これにより、法人の資本の部は、利益の留保部分と出資に対応する部分とに厳格に区分される。

しかしながら、資本剰余金からの配当のうちに含まれる利益の留保部分を正確に把握することは難しい。そこで、プロラタ計算により「資本の部を、いわば短冊形に縦割りにする」⁽⁶⁾という「一種の割り切り」⁽⁷⁾を行うのである。

みなし配当課税は大正9年度改正において導入されたものであるが、みなし配当課税の理論的背景はどこにあるのだろうか。その趣旨目的は必ずしも明らかにされていない。学説においては、配当に課税するため、二重課税排除の調整のため、あるいはそもそも理論的背景は存在しないなど、統一的な見解は示されていない。改めてその理論的背景が問われよう。

(4) 同上。

(5) 金子宏『租税法（第24版）』379頁（弘文堂、2021）。

(6) 渡辺・前掲注2）202頁。

(7) 同上。

(2) プロラタ計算における問題

資本の払戻しに係るプロラタ計算自体にも問題がないわけではない。プロラタ計算については、混合配当の問題及び先後関係の問題、外国子会社からの配当の問題など、いくつもの問題が指摘されてきた。⁽⁸⁾

まず、混合配当及び先後関係の問題である。実定法上、混合配当は定義されておらず、「資本剰余金と利益剰余金を原資とし、双方を同時に減少して配当を行うこと」というのが共通の理解であるように思われる。プロラタ計算において混合配当がどのように扱われるのか明示されていなかったところ、混合配当の全額にプロラタ計算が適用されるのか、資本剰余金を原資とする部分のみ適用されるのか⁽¹⁰⁾2つの解釈が示された(混合配当の問題)。⁽¹¹⁾後者の考えを採る場合、先に資本剰余金を原資とする部分にプロラタ計算を適用するのか、後に資本剰余金を原資とする部分に適用するのかにより、みなし配当の金額に違いが生じ、恣意的な課税関係の創出が可能とされた(先後関係の問題)。⁽¹²⁾

次に、外国子会社からの配当に係るみなし配当課税の執行面の問題である。みなし配当の規定は外国子会社からの配当にも適用される。それにもかかわらず、同規定は、⁽¹³⁾準拠法の異なる外国子会社を想定したものとはなっていない。したがって、実際の計算にあたっては「我が国法令に準拠し

(8) 例えば、太田洋「マイナスの『資本金等の額』、『資本積立金額』および『利益積立金額』」西村あさひ法律事務所 西村高等法務研究所編『西村利郎先生追悼論文集—グローバル化の中の日本法—』(商事法務、2008)等。

(9) 例えば、中村繁隆「外国法人からの資本の払戻しと課税—欧州会社に拡張されたドイツ法人税法27条8項を参考にして—」現代社会と会計11号29頁(2017)等。

(10) 坂本雅士「混合配当に係る最高裁判決を受けて」会計200巻5号28頁(2021)32頁。

(11) 小山真輝「配当に関する税制の在り方—みなし配当と本来の配当概念との統合の観点から—」税大論叢62号1頁(2009)28頁。

(12) 同上、33頁。

(13) 吉村政穂「みなし配当の適用に関するいくつかの問題」税務事例研究148号1頁(2015)2頁。

た計算が求められる⁽¹⁴⁾ こととなり、外国子会社の会計情報等をわが国の制度に合わせて再計算することは、実務上困難を極める⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾ (外国子会社からの配当の問題)。

プロラタ計算における問題のうち、混合配当問題について真正面から争われたのが、混合配当事件である。混合配当事件においては、プロラタ計算が一部違反・無効と判断された。その判決を受けて、令和4(2022)年度税制改正(以下、「令和4年度改正」)では、プロラタ計算についての改正がなされた。しかしながら、改正後もプロラタ計算についての問題は山積している。とりわけ、外国子会社からの配当については、先に述べた執行面の問題に加え、有価証券の譲渡損益との関係についても新たに問題が生じることとなった⁽¹⁷⁾。

III みなし配当課税の理論的背景

みなし配当課税は3つの時期に区分されうる。まず、みなし配当課税が開始された大正9年度改正以降の時期である。この時期、法人の株式の消却や出資の払戻しに際して、株主に金銭等の交付がなされた場合、その一部が配当として課税されることとなった(みなし配当課税の嚆矢)。次に、昭和26年度改正以降の時期である。この時期には、法人の利益積立金額の資本組入れに際し、株主に対する金銭等の交付が行われなくてもかかわらず、これが配当とみなされ課税されることとなった(2項みなし配当課税)。最後に、平成13(2001)年度税制改正(以下、「平成13年度改正」)以降の時期である。平成13年度改正では、2項みなし配当課税が廃止され、みなし配当を算出するためのプロラタ計算が導入された。

(14) 小山・前掲注11) 71頁。

(15) 日本公認会計士協会「国外における組織再編等に係る国内税法の適用関係について(中間報告)」(2009) 12頁等。

(16) 小山・前掲注11) 73頁。

(17) 坂本・前掲注10)、高橋祐介「判批」民商法雑誌158巻2号347頁(2022)。

1 みなし配当課税の嚆矢—大正9（1920）年以降—

(1) 配当課税

大正9年度改正までの所得税法においては、法人は個人の集合体であるという法人擬制説の観点から、法人所得は単一比例税率又は累進税率により所得税が課される一方、個人株主に対する配当課税は行われなかった。⁽¹⁸⁾そこでの法人所得税の位置付けは「個人所得に対する源泉課税⁽¹⁹⁾」であり、「その役割は、配当所得を源泉段階で確実に補足することにあつた」。⁽²⁰⁾

大正9年度改正は、法人を個人とは別個の独立した課税主体⁽²¹⁾として認め、法人所得に課税するとともに、個人株主の受取配当にも課税を行った。発行法人は、株主に対する支払配当につき、第1種（丙）の配当所得として5%の単一比例税率で課税された。これに対して株主側では、個人株主は受取配当の4割控除した金額につき、他の所得と合算の上、第3種所得として0.5%から36%までの累進税率で課税された。⁽²²⁾他方、法人株主については、配当全額が益金に算入された。⁽²³⁾すなわち、個人株主段階では法人・個人間の二重課税、そして法人株主段階では「法人段階多重課

(18) 所得税導入の明治20（1887）年には法人の所得に課税せず、個人株主においてのみ配当課税がなされていた。しかしながら、明治32（1899）年に法人への所得課税に伴い、個人株主に対する配当課税は廃止された。吉國二郎ほか『戦後法人税制史〔創立50周年記念出版〕』4頁（税務研究会、1996）。

(19) 佐藤進「法人税原理の変遷」西野嘉一郎・宇田川璋仁編著『現代企業論』76頁（東洋経済新報社、1977）。

(20) 高橋志朗「わが国法人税の発達—法人税の誕生からシャウプ勧告発表前夜まで—」東北学院大学経済学論集171号35頁（2009）36頁。

(21) 佐藤はこれを「法人税独立化（個人配当所得税併課）」とよび、「独立の課税主体としての法人の地位が次第に確定してきた」と評価している。佐藤・前掲注19）83頁。

(22) 所得税法（大正9年法律第11号）14条1項5号。村松怜「戦前日本における大蔵省の所得税思想—「社会政策的税制」の再検討—」歴史と経済242号35頁（2019）44頁。

(23) 国税庁税務大学校税務情報センター租税資料室編著『租税史料叢書第3巻 所得税関係資料集—導入から申告納税制度以前まで—』324-325頁（税務大学校税務情報センター租税史料室、2008）。

⁽²⁴⁾ 税」が生じることとなった。

大正9年度改正の個人株主に対する受取配当への課税は、「配当所得の総合課税化」⁽²⁵⁾を目的とした租税政策の一環として行われた。⁽²⁶⁾法人の事業の発展により配当が多額となる中、担税力の異なる大株主と小株主とが単一比例税率により源泉課税されるのは不公平だと指摘された。また、⁽²⁷⁾所得税の負担を軽減するために法人を設立し「合法的脱税」を図る者が続出した。⁽²⁸⁾そこで、「担税力の高い者に重く、低い者には軽く課税することで貧富の格差を縮めるような税制」⁽²⁹⁾といった意味での「社会政策的な」税制が⁽³⁰⁾求められるようになった。

大正9年度改正の当初の政府案では、発行法人側の支払配当は非課税、株主側においてのみ、⁽³¹⁾配当所得課税がなされることとなっていた。しかしながら、「配当所得を一挙に課税することとなるのは変化が急激すぎる、また配当所得に関わる負債利子を控除できないという問題がある」⁽³²⁾といった理由により、個人株主段階では受取配当の2割を控除することが提案された。さらに、1920年3月における株価暴落を受け、「恐慌期における政策として望ましくないとして配当所得の総合課税化はより強く批判され」、⁽³³⁾「経済界における変化への対応、影響の緩和を主な理由として」、⁽³⁴⁾最終的には受取配当の4割が控除された。他方、発行法人側では、個人株主への配

(24) 法人株主段階での受取配当に対する課税については、二重課税、重複課税等様々な呼び方があるが、ここでは岡村に倣い、「法人段階多重課税」と呼ぶこととする。岡村忠生「資本剰余金からの脱却」税法学586号131頁(2021)138頁。

(25) 村松・前掲注22) 46頁。

(26) 同上。

(27) 国税庁・前掲注23) 323頁。

(28) 同上。

(29) 村松・前掲注22) 44頁。

(30) 同上。

(31) 同上、46頁。

(32) 同上。

(33) 同上。

(34) 同上。

当の所得控除による税収減少分を補うため、支払配当につき5%の単一比例税率で課税されることとなった。⁽³⁵⁾

大正9年度改正では、個人株主について政策的な理由から配当の所得控除がなされたため、結果的に法人・個人の二重課税排除の調整がなされ⁽³⁶⁾た。しかしながら、配当の所得控除はその後順次削減され、昭和19(1944)年には全廃された。昭和23(1948)年には「投資促進目的」の観点から、個人株主に対して受取配当の15%の税額控除が認められたものの、これについては二重課税の調整ではなく、資本市場活性化のための政策であると評価するものもある⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾(所法(法律107号)附則5条の2)。

大正15(1926)年の改正では、法人の配当所得と留保所得の区分が廃止されて普通所得に統合されたものの、発行法人側における支払配当への課税は続いた。⁽⁴⁰⁾その後、昭和15(1940)年度の税制改正(以下、「昭和15年度改正」)において、法人税法(法律26号)が創設され、法人と個人が別の法律により課税されることとなったものの、発行法人側における制度上の大きな変化はみられな⁽⁴¹⁾かった。

(35) 国税庁・前掲注23) 324頁。その性質は「一種ノ源泉課税ニ属シ税法改正ノ過渡期ニ処スル便法タルト同時ニ一面財政計画上ノ必要ニ基キテ課税所得ト為シタルモノナリ」、つまり配当所得に対する源泉課税の一種と考えられていた。

(36) 例えば、佐藤・前掲注19) 83頁。小山真輝「配当に関する税制の在り方—自己株式のみなし配当に対する取扱いを中心として—」税大論叢58号61頁(2008) 113頁。岡村・前掲注24) 137頁。

(37) 昭和12(1937)年度税制改正では個人株主の配当の所得控除が2割に下げられた。昭和15(1940)年度税制改正では1割に下げられ、負債利子等の実額控除が認められた。

(38) これを二重課税排除の調整とするものとして、吉國ほか・前掲注18) 53頁。他方、これを資本市場活性化のための政策とするものとして、品川芳宣「法人税性格論の史的考察—配当二重課税論議から事業体課税論議までの軌跡—」税大ジャーナル7号28頁(2008) 31頁。

(39) 法人についての「法人段階多重課税」の調整は問題に挙げられなかった。国税庁・前掲注23) 324-325頁。

(40) 法人税率はその後順次引き上げられ、昭和20(1945)年には各事業年度の所得金額につき33%の税率で課税されることとなった。

(2) みなし配当課税

大正9年度改正では、個人株主に対するみなし配当課税が開始された。個人株主が法人の株式の消却又は退社における持分の払戻しにより金銭等の交付を受けた場合、交付金銭等の額のうち払込済金額を超える部分又は出資金額を超える部分は配当とみなされることとなった(所税(法律11号)14条2項)。その上で、配当とみなされた部分については、4割控除された金額が他の所得と合算され、第3種所得として累進税率により課税された。

昭和15年度改正では、みなし配当の範囲が拡大された。それまでは株式の消却又は退社における持分の払戻しに限られていたものが、法人の残余財産の分配及び合併による金銭等の交付の場合にもみなし配当が生じることとなった(所法(法律24号)8条2号、3号)。

(3) 譲渡所得課税

①譲渡所得の非課税

みなし配当以外の部分、すなわち払込済金額又は出資金額に該当する部分はどうのように扱われていたのであろうか。個人株主が法人の設立当初の株主又は出資者である場合、払込済金額又は出資金額との間に差額が生じることはない。しかしながら、株式又は出資を譲渡により取得した個人株主においては、取得価額と払込済金額又は出資金額との間に差額が生じることとなる。

例えばA社株式の取得価額が70円(設立当初の株主の譲渡益20円)、株式の払込済金額が50円、株式消却により交付を受けた金銭等の額が100円とすると、みなし配当は50円(100円-50円)となる。このとき、みなし配当

(41) 配当に関しては、戦費調達のため、昭和12(1937)年に「利益配当特別税(配当率7%をこえる金額に10%)の導入」、昭和15(1940)年には「配当が年1割をこえるものには15%の配当利子特別税を課する」こととなり、昭和19(1944)年にはこれが「25%に引上げ」られたが、第二次大戦後の昭和21(1946)年には廃止された。佐藤・前掲注19) 79-83頁。

以外の部分は50円（100円－50円）となり、取得価額70円との間に20円の差額が生じる。逆に、A社株式の取得価額が40円（設立当初の株主の譲渡損10円）であった場合、他の条件が同じであれば、みなし配当は50円（100円－50円）となるものの、みなし配当以外の部分は50円（100円－50円）であることから、取得価額40円との間に10円（50円－40円）の差額が生じる。この差額は株主における株式譲渡に係る譲渡損益となる。⁽⁴²⁾しかし、大正9年度改正の段階では、個人株主は株式等に係る譲渡所得に課税されていない。

②譲渡所得の課税

昭和22（1947）年度税制改正では、個人株主に対する株式等に係る譲渡所得課税が始まった。これに伴い、みなし配当の計算方法が変更された。譲渡により株式等を取得した個人株主が株式消却等により金銭等の交付を受けた場合、交付金銭等の額のうち株式の取得価額を超える部分が配当とみなされることになった（所税（法律27号）5条）。みなし配当の計算方法における取得価額基準の導入である。

上記の例にあてはめて考えると、A社株式の取得価額が70円（設立当初の株主の譲渡益20円）、株式の払込済金額が50円、株式消却により交付金銭等の額が100円とすると、みなし配当は30円（100円－70円）となる。このとき、みなし配当以外の部分は70円（100円－30円）となり、取得価額70円との間に差額は生じない。逆に、A社株式の取得価額が40円（設立当初の株主の譲渡損10円）であった場合、他の条件が同じであれば、みなし配当は60円（100円－40円）となり、みなし配当以外の部分は40円（100円－60円）であることから、取得価額40円との間に差額は生じない。

(42) シャープ勧告においても、清算分配金に対するみなし配当について「実現された価格と株式の取得費用との差額は、譲渡所得又は譲渡損失として取扱われるべきである」と勧告されている。シャープ使節團『日本税制報告書（巻I）』112頁（大蔵省主税局、1949）。

取得価額基準による計算方法は、法人の「含み益」部分をみなし配当から除き、「法人税との二重課税が問題となる積立金部分だけを配当とみなす⁽⁴³⁾」ものと評価される。一方、本来みなし配当として課税すべきものの一部が譲渡所得に転換されている点で、みなし配当の把握に正確性を欠くとの批判⁽⁴⁴⁾もある。

(4) 小括

大正9年度改正において個人株主に対するみなし配当課税が開始され、その後みなし配当課税の範囲は、残余財産の分配及び合併による金銭等の交付にまで拡大された。その背景には、資本の払戻しが行われる際に、法人の利益の留保部分については配当と同様に課税するという一貫した姿勢がみられた。

みなし配当課税と配当課税との関係においては、個人株主に対する配当控除は二重課税排除の調整と評価されるものの、その後、配当控除は順次削減され、最終的には廃止された。そうすると、みなし配当課税は、「配当所得の総合課税化」の中で配当所得の捕捉を漏れなくするためのものと位置付けることができよう。他方、法人株主については、「法人段階多重課税」の状態が続いた。

みなし配当の計算方法については、譲渡所得課税の開始に伴い、取得価額基準が導入された。その結果、株主側の観点からは、法人の「含み益」をみなし配当から除くことで、二重課税となる部分についてのみ課税されると評価される一方で、発行法人側の観点からは、本来みなし配当とすべき金額が譲渡所得に転換されるので、みなし配当を正確に把握することができないと批判された。

(43) 小山・前掲注36) 136頁。

(44) 武田昌輔「改正税法の資本の部の検討(5)一資本金等の額・利益積立金額(補遺)一」税務事例38巻10号66頁(2006)70頁。

2 利益積立金額の資本組入れとみなし配当課税—昭和26（1951）年以降—

みなし配当課税の理論的根拠が問われたものとして、この時期に開始された2項みなし配当課税が挙げられる。それまでみなし配当課税は、法人から株主への金銭等の交付を前提として、そこに含まれる利益の留保部分を配当とみなして課税するものであった。しかしながら、2項みなし配当課税は、法人から株主への金銭等の交付がないにもかかわらず、株主が配当を受け取ったと擬制して課税するものであり、それまでのみなし配当課税とは一線を画すものであった。

（1）配当課税

①法人株主

シャープ勧告を受けて行われた昭和25（1950）年度税制改正（以下、「昭和25年度改正」）では、法人擬制説の観点から、法人株主に対する受取配当等の益金不算入制度が導入された。シャープ勧告は、法人株主への受取配当課税は、個人株主に直接配当される場合との比較において、より重い税負担を課す懲罰的な課税であり、このような懲罰的な課税を避けるため、法人株主が受ける全ての配当を課税所得に含めないよう求めた。この勧告を受けて、昭和25年度改正では、法人株主が内国法人から受ける利益の配当等は全額益金不算入（負債利子は控除）とする規定が創設された（法税（法律72号）9条の6第1項）。

戦後の経済成長に伴い、銀行からの借入を中心とした法人の地位向上が図られる中、安定株主工作としての法人間の株式相互持合い、銀行による株式保有拡大、法人の投資目的での株式保有が進み、法人株主に対する受取配当等の益金不算入制度の位置付けも変化した。昭和62（1987）年の税制調査会による答申では、「企業の経営形態の選択等に対して法人税制が非中立的な効果を与えないよう企業支配株式に係る配当は益金不算入とするのが適当であるが、それ以外の配当については、法人企業による株式保

有の増大や最近における法人の資産選択行動の態様といった経済実態を踏まえ、現行の益金算入制度を見直すのが適当である⁽⁴⁵⁾とされた。受取配当等の益金不算入制度の目的が、「法人段階多重課税」の排除から法人の事業形態の選択における中立性の確保へと変化していったのである。

その結果、昭和63(1988)年度税制改正において、法人株主の株式保有割合が25%以上の特定株式等については益金不算入割合は100%と据え置かれたものの、25%未満の特定株式等以外の株式については80%とされるなど、益金不算入割合は引き下げられた(法法(法律109号)23条3項)。

②個人株主

昭和25年度改正において、個人株主については、配当所得に対する源泉徴収制度が廃止される⁽⁴⁶⁾とともに、二重課税排除の調整としての配当税額控除割合が15%から25%に引き上げられた(所税(法律71号)15条の2)。個人株主に係る配当税額控除割合の引き上げにより、理論的には、個人株主において「二重課税排除の調整が完全に行われ⁽⁴⁷⁾ることとなった⁽⁴⁸⁾。

その後、昭和30(1955)年には、配当税額控除割合は30%まで引き上げられたものの、昭和32(1957)年には、再び20%に引き下げられた。同時

(45) 税制調査会「昭和62年度の税制改正に関する答申」(1987)8頁。

(46) しかしながら、昭和26(1951)年度税制改正において配当に対する20%の源泉徴収制度が再び導入されることとなった。その後の配当所得については、総合課税と源泉徴収の課税方式が続いた。昭和40(1965)年までの配当所得に対する課税の変遷については、宮本十至子「金融所得課税の展開」租税法研究45号1頁(2017)5頁以下に詳しい。

(47) 小山・前掲注36)118頁。

(48) 昭和40(1965)年度税制改正では、政治主導により配当所得に対して15%の源泉分離選択課税制度が導入された。源泉分離選択課税制度を選択した場合には、配当に対する源泉徴収のみで課税関係は終了する。このとき、配当税額控除の適用はない。その結果、配当所得に対しては3種類の課税方法が併存することとなった。すなわち、源泉分離選択課税制度のほか、1銘柄10万円以下のものについては確定申告不要制度(源泉徴収のみで課税関係は終了)、源泉徴収+総合課税(配当税額控除の適用あり)を選択することができた。

に、高額所得者と低額所得者との不公平を緩和するため、課税総所得金額が1,000万円を超える部分の配当税額控除割合は10%に引き下げられた。昭和36（1961）年には、法人の配当の支払いを促進し、自己資本の充実を図る目的で、法人における配当軽減措置が導入された⁽⁴⁹⁾のに伴い、配当税額控除割合は15%（一部7.5%）にまで引き下げられた。

このような配当控除制度は、高額所得者に過剰な調整となっている一方で低額所得者については調整が行われないなど、「きわめて不完全、かつ、不公平な制度⁽⁵⁰⁾」であった。さらに、税制調査会は、個人株主の二重課税の意識は低いことから、「配当控除制度に二重課税排除のための理論的な存在意義を認め⁽⁵¹⁾ない」として、配当税額控除割合の縮減を求めた。その結果、昭和48（1973）年には、配当税額控除割合が10%（一部5%）に低下するなど、配当控除制度の二重課税排除の調整としての位置付けは徐々に後退して⁽⁵²⁾いった。

（2）みなし配当課税

①法人株主に対するみなし配当課税

昭和25年度改正に受取配当等の益金不算入制度が導入されたのに伴い、法人株主においても個人株主と同様に、みなし配当が認識されることとなった。法人税法（法律72号）9条の6第2項では、法人が株式の消却、退

(49) 普通法人の年300万円以下については支払配当部分が22%、留保部分が31%、300万円超がそれぞれ26%、37%と支払配当部分の税率は低く設定された。品川・前掲注38）35頁。支払配当軽減は平成2（1990）年に廃止されるまで維持された。

(50) 税制調査会「長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明」（1971）139頁。

(51) 同上、136頁。

(52) 配当軽減措置が導入された後も、法人の安定配当が続き、法人の自己資本比率は低下し続けるなど、配当軽減措置の有効性がみられないことから廃止すべきとされた。税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」（1986）62頁以下。その結果、平成2（1990）年において配当軽減措置は撤廃され、二重課税の調整は個人段階における配当税額控除のみとなった。

社等による持分の払戻し、残余財産の分配、合併により金銭等の交付を受けた場合、交付金銭等の額が取得価額を超える部分の金額のうち、法人の積立金額から成る部分に対応する金額が配当とみなされるものとされた。すなわち、みなし配当の計算方法において、個人株主と同様に取得価額基準が採用された。他方、法人の積立金額から成る部分以外は譲渡所得とされた。

法人の積立金額から成る部分は、積立金、準備金等、法人の各事業年度の所得のうちに留保した金額をいうものとされたが、その金額の算定については、「交付する法人の計算による」ものとされ、統一的な計算規定は示されなかった（法法（法律72号）16条、旧法基通3-1-8）。

②利益積立金額の資本組入れとみなし配当課税

昭和26年度改正では、昭和25（1950）年の商法改正に伴い、⁽⁵³⁾みなし配当の範囲に利益積立金額の資本組入れが追加され、その範囲はさらに拡大された（所法（法律63号）5条2項、法法（法律64号）9条の6第2項4号）。⁽⁵⁴⁾いわゆる2項みなし配当である。法人が利益積立金額の全部又は一部を資本に組み入れた場合、⁽⁵⁵⁾資本に組み入れた金額のうち、法人の株式に対応する部分の金額を配当とみなされた。

⁽⁵⁶⁾平成2（1990）年の商法改正により、最低資本金制度が導入されたことに伴い、利益の資本組入れによる増資を行う法人が増加した。このような

(53) 法人が利益準備金を資本に組み入れることが可能になった（商法（法律167号）293条の3）。

(54) その後、昭和40年の全文改正により条文が変更された。所法（法律33号）25条2項2号、法法（法律34号）24条2項2号。この改正において、利益積立金額の資本組入れが2項に規定されたことから「2項みなし配当」と呼ばれるようになった。

(55) この規定は平成13年度改正により廃止された。

(56) 株式配当の規定（旧商法293条の2）が廃止され、これが配当可能利益の資本組入れ（商法（法律64号）293条の2）と株式分割（同218条）に分離された。また、株式会社の最低資本金制度（1,000万円）が導入された（同168条の4）。

場合にもみなし配当課税がなされることについて反対意見が多く出されたことから、平成3（1991）年度税制改正において、最低資本金を満たすための利益の資本組入れについては、みなし配当課税は行わないとされた（租特法（法律16号）9条の3⁽⁵⁷⁾）。

このような中、2項みなし配当課税のあり方をめぐり議論が展開され⁽⁵⁸⁾、⁽⁵⁹⁾た。渋谷によると、これらの議論は、未実現利得への課税と配当所得から譲渡所得への転換防止からみなし配当課税を正当化する課税説、みなし配当課税は根拠がないとして廃止を主張する非課税説、法人税と所得税との二重課税排除措置としてみなし配当課税を正当化する二重課税排除規定説に分類される。以下、この分類に基づきそれぞれの議論を整理する。

まず、課税説は、「利益積立金の資本組入れ時において課税を行うことが適当か否かというタイミングの問題と、配当所得として課税すべきか譲渡所得として課税すべきかという所得分類の問題⁽⁶⁰⁾」に関わるものとする。課税説によると、みなし配当課税の理論的根拠は「未実現利得に対する課税⁽⁶¹⁾」であり、「配当所得が譲渡所得へと転換されることを防止する⁽⁶²⁾」ことにあるとされる。課税説の代表的な論者は金子である。⁽⁶³⁾

金子は、「未実現利得に対する課税」につき、「利益積立金額の資本への組入れ等の機会に、保有株式の価値は少なくとも資本金額の増加の範囲まではすでに増加している、という前提の下に、その範囲で保有株式の価値

(57) この規定は平成13年度改正により廃止された。

(58) 同時に、商法の改正において株式配当の規定が削除され、これが配当可能利益の資本組入れと株式分割の手続きに分割されたことに伴い、配当可能利益の資本組入れについても2項みなし配当課税が行われるのか否かについての議論が生じることとなった。いずれにしても、議論の本質は2項みなし配当課税の可否である。

(59) 渋谷雅弘「自己株式の取得とみなし配当課税」租税法研究25号14頁（1997）。

(60) 同上。

(61) 同上。

(62) 同上。

(63) 金子宏「商法改正と税制—株式配当および利益積立金の資本組入れを中心として—」同『所得概念の研究（所得課税の基礎理論）（上巻）』237頁（有斐閣、1995）。

の増加益に課税しようとするもの⁽⁶⁴⁾とする。利益積立金額が資本に組み入れられると、これが株主に配当されることはなくなり、未実現利益に対する課税の機会が失われる。そうすると、利益積立金額が株主に配当される場合は配当所得として課税されるにもかかわらず、資本に組み入れられる場合は課税されないのでは公平性を欠く。したがって、利益積立金額の資本組入れの段階で未実現の利得を配当とみなして課税するのである。

「配当所得が譲渡所得へと転換されることを防止する」ことについては、配当所得に比して譲渡所得に対する税率が低いことを前提に次のように説明される。法人が利益を留保した段階から株価は上昇し、未実現のキャピタル・ゲインへの転換が始まる。そして、利益積立金額が資本に組み入れられた時点でこれが配当されないことが確定的となり、配当のキャピタル・ゲインへの転換が完了する。この時点でみなし配当課税を行うことは、転換のインセンティブを失わせる効果を有する⁽⁶⁵⁾。

次に、非課税説は、「主としてタイミングの問題⁽⁶⁶⁾」に関わるものであり、「株式の未実現のキャピタル・ゲインは課税の対象としてふさわしくない⁽⁶⁷⁾」とする。非課税説の代表的な論者は竹内である⁽⁶⁸⁾。

竹内は、課税説の「未実現利得に対する課税」に対して以下のように反論する。利益積立金額が資本に組み入れられた時点で保有株式の価値が増加するわけではない。株式の価値は資産の増減に資するものであり、増加した資産を利益積立金額とするか資本に組み入れるかは株式の価値に影響を及ぼさない。利益積立金額が資本に組み入れられる段階で配当の可能性

(64) 同上。裁判例において、同様の趣旨を認めたものとして、最判昭和57年12月21日月報29巻8号1632頁。

(65) 金子・前掲注63) 238頁。同時に、株式に係る譲渡益が低率で分離課税されていること、株式の価値増加分に対する課税が譲渡されるまで繰り延べられることに問題があるものと指摘した上で、譲渡所得課税制度の合理化を求めた。

(66) 渋谷・前掲注59) 19頁。

(67) 渋谷・前掲注59) 18頁。

(68) 竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否—金子説批判—(上)(下)」商事法務1258号43頁、商事法務1259号30頁(1991)。

がなくなるという理由で課税するのであれば、配当することのできない利益準備金積立の際にも同様に課税しなければならないこととなる。また、利益積立金額が資本に組み入れられると課税されるにもかかわらず、利益積立金額が繰り越されても課税されないのでは逆に不公平である。したがって、未実現利得に対する課税の政策的な必要性及び合理性はない。

竹内は、課税説の「配当所得が譲渡所得へと転換されることを防止する」ものとしての位置付けについても反論する。そもそも法人が資本組入れを行うのは配当課税を免れるためではない。これを理由にみなし配当課税を行うのであれば、利益の留保に対しても課税しなければならない。そうならば、税制が内部留保を阻害することになり、「配当しても配当しなくても配当課税をするという、まことに奇妙な法律になる」⁽⁶⁹⁾。

最後に、二重課税排除措置説は、「所得の分類に重点を置いている」⁽⁷⁰⁾。二重課税排除措置説の代表的な論者は武田⁽⁷¹⁾である。武田によると、みなし配当課税の理論的根拠は、法人税と所得税の二重課税の排除にある。すなわち、みなし配当課税を配当に係る二重課税排除の調整として考える。法人株主については、受取配当が益金不算入とされることにより二重課税排除の調整がなされる。したがって、法人株主に対してみなし配当を認識させる目的は二重課税排除の調整を行うためであるとする。他方、個人株主についても配当控除を行うことで二重課税排除の調整が行われている。そうすると、みなし配当課税は、法人株主及び個人株主に対して「二重課税排除規定を発動させる措置」⁽⁷²⁾としての役割を果たす。ただし、武田は、個人株主に関して、「受取配当について配当控除が行われたとしても、これに課税することになると負担がより大きいものとなる場合も生ずる。この意味においては、配当控除ということによる二重課税の排除という面はある

(69) 同上、(上) 50頁。

(70) 渋谷・前掲注59) 18頁。

(71) 武田晶輔『会計・商法と課税所得』303頁以下(森山書店、1993)。

(72) 渋谷・前掲注59) 19頁。

にしても、課税という面も存する⁽⁷³⁾」ことから、必ずしも個人株主に当てはまるものではないとする。

このように、利益積立金額の資本組入れに対するみなし配当課税の学説は分かれており、統一的な見解はみられない。

(3) 譲渡所得課税

昭和28(1953)年度税制改正により、証券市場発展のための政策的見地及び適正な課税を行うための税務執行面での困難等の理由から、個人株主に対する株式等に係る譲渡所得が非課税⁽⁷⁴⁾となった。それに伴い、みなし配当に係るプロラタ計算が取得価額基準から法人の資本金等の額をもとに計算する方法に変更された(所法(法律173号)5条1項1号)。

個人株主の株式等に係る譲渡所得の非課税は、課税の公平から問題があるので課税すべきとされた⁽⁷⁵⁾。しかしながら、全ての個人株主に対して株式等に係る譲渡課税を行うことは税務執行面から困難であるため、大口譲渡等一定の取引を除き、昭和63(1988)年度税制改正(以下、「昭和63年度改正」)に至るまで、長年にわたり非課税措置が続いた⁽⁷⁶⁾。

1980年代入り、証券市場の活況などを背景に、株式等に係る譲渡所得を非課税とすることが不公平税制の問題の1つとして再び批判されるようになった⁽⁷⁷⁾。そのような中、それまでの株式等に係る譲渡所得の非課税から原則課税へと方向転換が図られ、昭和63年度改正により、個人株主に対する株式等に係る譲渡所得が20%の税率で課税されることとなった(所法(法

(73) 武田・前掲注71) 311頁。

(74) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度(4巻)租税』210頁(東洋経済新報社、2003)。

(75) 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」(1977) 13頁。

(76) 昭和36(1961)年には、事業等の譲渡に類似する所得、買集めによる所得、年50回以上、かつ、20万株以上の継続的取引から生ずる所得が総合課税の対象となった。財務省・前掲注74) 211頁。

(77) 税制調査会「税制改革についての中間答申」(1988) 4頁。

律109号) 37条の⁽⁷⁸⁾10)。

昭和63年度改正により、個人株主に対する株式等に係る譲渡所得課税が始まったにもかかわらず、みなし配当の計算方法は変更されなかった。すなわち、法人側の数値をもとにした計算がそのまま維持された。他方、法人株主については、取得価額基準により計算する方法が維持された。⁽⁷⁹⁾その結果、みなし配当課税の計算方法が個人株主と法人株主との間で異なるものとなった。

(4) 小括

昭和25年度改正において、法人に対する受取配当等の益金不算入制度が導入されたのに伴い、法人株主においてもみなし配当が認識されることとなった。当初の受取配当等の益金不算入制度は法人間配当における「法人段階多重課税」を排除するためのものであった。したがって、法人株主におけるみなし配当の認識は、配当とみなして課税するためではなく、「法人段階多重課税」排除のため、すなわち、配当とみなした上でこれに課税しないためであったように思われる。しかしながら、その後、受取配当に係る益金不算入割合が低下していく中で、受取配当等の益金不算入制度の目的が、「法人段階多重課税」排除の調整から税制の中立性の確保へと変容した。

それまでのみなし配当課税は法人から株主への金銭等の交付を契機として、そのうちに法人の利益の留保部分にあたるものを配当とみなして課税するものであった。すなわち、みなし配当課税は、株主への金銭等の交付があること、⁽⁸⁰⁾それが利益の留保部分を原資としたものであることを前提と

(78) 総合課税ではなく、税務執行面で容易な申告分離課税制度が採用された。また、一定の株式等については、申告分離課税制度か源泉分離選択課税制度かいずれかの選択とされた。

(79) 昭和43(1968)年に「取得するために要した金額」から「帳簿価額」に変更された。

(80) 平成6(1994)年の商法改正(法律66号)による自己株式取得の規制緩和に伴

していた。しかしながら、2項みなし配当課税は、株主への金銭等の交付がないという点で、それまでのものとは一線を画すものであったといえよう。

みなし配当の計算方法については、個人株主に対する株式等に係る譲渡所得課税が開始されたにもかかわらず、譲渡所得非課税に伴い導入された法人の資本金等の額を基礎とする計算方法が継続された。その結果、取得価額基準を用いる法人株主との間に計算方法の差異が生じることとなった。

3 プロラタ計算の導入—平成13(2001)年以降—

(1) 配当課税

①法人株主

法人株主に対する配当金の益金不算入制度については、平成14(2002)年度税制改正(以下、「平成14年度改正」)における連結納税制度の創設にともない、株式等に係る配当が連結法人株式等に係るもの、関係法人株式等に係るもの、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係るものの3つに区分され、連結法人株式等及び関係法人株式等に係る配当の益金不算入割合は100%とされたものの、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当の益金不算入割合は50%に引き下げられた(法法(法律79号)23条各項)。

平成27(2015)年度税制改正は「法人課税を成長志向型の構造に変えることを目指し、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる⁽⁸¹⁾」ことを目的に

い、利益積立金額により株式の消却を行うことが可能となった。この場合に、資産の交付のない残存株主に対して、株式数の減少により増加した資本金等の額に相当する部分については、平成7(1995)年度税制改正によりみなし配当課税はないものとされた(租特法(法律131号)9条の5、67条の7)。これは、残存株主について、何ら資産の交付がないにもかかわらずみなし配当を行うことについての実務界からの批判を受けたことによるものと説明される。渋谷・前掲注59)17頁。

(81) 大蔵財務協会編『改正税法のすべて(平成27年版)』339頁(大蔵財務協会、

行われたものであるが、課税ベース拡大の一環として、受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合がさらに低下した。すなわち、株式等に係る配当の区分が、完全子法人株式等に係るもの、関連法人株式等に係るもの、その他株式等に係るもの、非支配目的株式等に係るものの4つに区分され、それぞれの益金不算入割合は、完全子法人株式等に係る配当及び関連法人株式等に係る配当が100%、その他株式等に係る配当が50%、非支配目的株式等に係る配当が20%となった（法法（法律9号）23条各項）。この割合は現行法においても維持されている。

益金不算入割合のさらなる低下は、受取配当等の益金不算入制度の目的につき、当初の「法人段階多重課税」排除から政策的なものへと一層の変容を遂げたことを示すものである。受取配当等の益金不算入制度は、親子会社間など支配関係のある法人間での配当については企業経営形態の選択、投資目的の株式に係る配当については他の投資機会との選択にそれぞれ影響を与えないといった政策的目的がより重視されるようになった。

②個人株主

個人株主においては、貯蓄から投資への改革を促進するため、複雑でわかりにくく、投資への参入障壁となっていた源泉分離選択課税制度は廃止⁽⁸²⁾された。それにより、個人株主は、上場株式等の配当については源泉徴収の上、確定申告による総合課税を受けるか、20%の源泉徴収のみで課税関係を終了するかを選択することとなった⁽⁸⁴⁾。その上で、総合課税を選択した

2015)。

(82) 源泉分離選択課税制度は「みなし利益」に課税するものであり所得課税としてふさわしくない、意図的な税負担の調整が可能である等の問題点が指摘されてきた。税制調査会「平成14年度の税制改正に関する答申」（2001）9頁。

(83) 株式等に係る源泉徴収は原則として20%であるが、大口以外の上場株式等に係る配当については、源泉徴収税率は10%の軽減税率が適用された。配当に係る10%の軽減税率は平成25（2013）年に廃止されたものの、代わりに株式等に係る配当所得及び譲渡所得に係る非課税措置（NISA）が導入された。

(84) 上場株式等以外の配当については確定申告による総合課税を受ける。

場合にのみ、配当に係る二重課税排除の調整として10%が税額控除されることとなった。この課税方式は現行法においても維持されている。⁽⁸⁵⁾

(2) みなし配当課税

①平成13(2001)年度税制改正

平成13年度改正では、2項みなし配当課税が廃止され、法人株主のみなし配当の計算方法における取得価額基準が廃止され、みなし配当を算出するためのプロラタ計算が導入された。

まず、2項みなし配当課税の廃止理由については、「資産の交付がない場合のみなし配当課税について従来から指摘されてきた問題点などが総合的に勘案され⁽⁸⁶⁾」たものと説明される。一方で、「実質的な課税の公平を担保するという趣旨からは、その存在意義そのものが否定されたわけではありません。したがって、このみなし配当に係る課税の適正化の観点からの検討は、改正後の制度の下での会社の行動の実態を見つつ、今後とも、必要に応じて行っていく必要があるものと考えられます⁽⁸⁷⁾」との説明が付された。

次に、法人株主のみなし配当の計算方法が、取得価額基準から資本等の金額をもとに計算するものへと変更された。長年にわたり法人株主において採用されてきた取得価額基準を変更した理由について、「法人がその活動により稼得した利益を還元したと考えられる部分の金額の有無や多寡は、本来、その株主等の株式の帳簿価額とは関係がない⁽⁸⁸⁾」と説明された。この改正により、法人の資本金等の額を基礎とする個人株主と取得価額基準を用いる法人株主との間における計算方法の差異が解消されることとな

(85) 現行法では、証券投資信託の収益分配金等については5%、一般外貨建等証券投資信託の収益分配金については2.5%となっている。

(86) 大蔵財務協会編『改正税法のすべて(平成13年版)』18頁(大蔵財務協会、2001)。

(87) 同上。

(88) 同上、162頁。

った。

最後に、みなし配当を算出するためのプロラタ計算が導入された。従来、みなし配当の計算については具体的な計算規定がなく、各法人の任意の計算によることが認められていた。プロラタ計算の導入によりみなし配当に関する統一的な計算方式が示された。

この改正の背景について、財務省主税局の担当者は、⁽⁸⁹⁾商法においては「資本の部の金額の中で『資本』部分と利益部分との違いが次第に無くなりつつある⁽⁹⁰⁾」と指摘した上で、「株主が拠出した部分と法人が稼得した部分とを峻別しなければ、株主と法人との間での二重課税調整といったことは、おおよそ不可能⁽⁹¹⁾」とみなし配当の趣旨目的に触れた後、「資本の部の金額の取扱いについて、株主の拠出した部分の金額と法人が稼得した部分の金額とを峻別し、両者を混同しないという基本的な考え方が採られ⁽⁹²⁾」たものと説明している。

資本の払戻しに係るみなし配当は、株主から交付された金銭等の額がその交付の基因となった法人の株式等に対応する部分の金額（以下、「株式対応部分の金額」）を超えるとときのその超える部分の金額とされた（所法（法律 6 号）25 条 1 項 3 号、法法（法律 6 号）24 条 1 項 3 号）。株式対応部分の金額は、以下(e)式により計算される（プロラタ計算）。すなわち、法人の払戻対応資本金額等に前事業年度了時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（以下、「前事業年度末簿価純資産価額」）のうちに資本の払戻しにより交付した金銭等の額（以下、「払戻交付金銭等の額」）の占める割合（以下、「純資産減少割合」）を乗じて計算した金額を計算し、これに所有株式割合を乗じて計算される（所令（政令136号）61条 2 項 3 号、法令（政令135号）23条 1 項 3 号）。

(89) 当時の財務省主税局税制第一課課長補佐朝長英樹氏。

(90) 朝長英樹「会社組織再編成に係る税制について（第 2 回）」租税研究621号 8 頁（2001）11頁。

(91) 同上。

(92) 同上。

$$\begin{aligned} \text{「株式対応部分の金額」} &= \text{「払戻対応資本金額等」} \times \\ &\frac{\text{「払戻交付金銭等の額」}}{\text{「前事業年度末簿価純資産価額」}} \times \text{所有株式割合} \quad (\text{e}) \end{aligned}$$

平成13年度改正により導入されたプロラタ計算は、現行法の枠組みと同様のものであるが、純資産減少割合を求める分子に払戻交付金銭等の額が用いられている点で異なるものである。分子に払戻交付金銭等の額を用いることにより、「いわば『どこを切っても金太郎飴』をイメージして、…⁽⁹³⁾税法基準である利益積立金額に対応する部分」をみなし配当として抽出することとなった。

平成13年(2001)の商法改正においては、法定準備金制度の規制が緩和され、法人がその他資本剰余金から配当を行うことが可能になった。しかしながら、これは商法上、利益の配当として行われるため、租税法においては、みなし配当ではなく本来の配当として扱うこととされた⁽⁹⁴⁾(旧法基通3-1-7の5)。

②平成18(2006)年度税制改正

平成17(2005)年の会社法(法律86号)制定により、旧商法における株主に対する利益の配当、資本等の払戻しが剰余金の配当に統一された。旧商法においては、債権者保護の観点から、資本の戻入れ、その他資本剰余金からの配当等は別個の手続き規定によるものとされ、金銭等の交付の限度額がそれぞれに定められていた。しかしながら、会社法では「資本金の額と資本準備金の額の変動を資本の計数の変動としてとらえられており、それ自体を直ちに株主に対する払戻しとせず⁽⁹⁴⁾にすべて剰余金の配当として

(93) 小山・前掲注11) 76頁。

(94) 旧法基通3-1-7の5は、「法人が受ける利益の配当が、商法第289条第2項(法定準備金の取崩し制限)の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定の適用があることに留意する。」とされていた。

⁽⁹⁵⁾ 行う」こととされた。

それに伴い、平成18（2006）年度税制改正（以下、「平成18年度改正」）では、配当は利益剰余金を原資とする剰余金の配当に限るとの改正が行われた（所法（法律10号）24条1項）。他方、資本剰余金からの配当については、みなし配当が生じることとされた。それまで資本剰余金からの配当であったとしても、手続き上利益の配当として行われた場合には本来の配当と⁽⁹⁶⁾扱われていたものが、「手続きではなく払戻し原資に着目する」こととされた。

具体的には、法人の資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）により交付を受けた金銭等の資産が、交付の基因となつた法人の株式等に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分が配当とみなされることとなつた（所法（法律10号）25条1項3号、法法（法律10号）24条1項3号）。法人の株式等に対応する部分の金額は、(f)式のとおり、法人の払戻対応資本金額等に前事業年度了時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（以下、「前事業年度末簿価純資産価額」）のうち資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額（以下、「払戻減少資本剰余金の額」）の占める割合（以下、「純資産減少割合」）を乗じて計算した金額を計算し、これに所有株式割合を乗じて計算される（所令（政令235号）61条2項3号、法令（政令125号）23条1項3号）。

$$\begin{aligned} \text{「株式対応部分の金額」} &= \text{「払戻対応資本金額等」} \times \\ &\frac{\text{「払戻減少資本剰余金の額」}}{\text{「前事業年度末簿価純資産価額」}} \times \text{所有株式割合} \quad (f) \end{aligned}$$

平成18年度改正において重要なのは、みなし配当が生じうる剰余金の配

(95) 大島恒彦「資本と利益の同時、混合配当に関する採決事例（平成24年8月15日審判所裁決）の争点とその問題点」租税研究771号260頁（2014）273頁。

(96) 大蔵財務協会編『改正税法のすべて（平成18年版）』262頁（大蔵財務協会、2006）。

当について、「資本剰余金の額の減少に伴うものに限る」(下線筆者)ものと規定されたことである。みなし配当の規定において、「資本剰余金の額の減少によるものに限る」(下線筆者)とはされなかったことから、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする配当(混合配当)がこれに含まれるのか否かという解釈問題が生じることとなった(混合配当の問題)。また、純資産減少割合の分子が、平成13年度改正では「払戻交付金銭等の額」となっていたものが「払戻減少資本剰余金の額」へと変更された。このことにより、法人が剰余金の配当を行う際、資本剰余金を原資とする配当をいくらにするか、資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当のどちらを先に行うかにより、みなし配当の額を恣意的に操作することが可能となった(先後関係の問題)⁽⁹⁷⁾。

(3) 譲渡所得課税

①個人株主

株式等に係る譲渡所得課税については、平成14年度改正において源泉分離選択課税制度が廃止されたことにより、個人株主は、株式等に係る譲渡所得につき、15%の申告分離課税を受けることとなった(租特法37条の10第1項)⁽⁹⁸⁾。この課税方式は、現行法においても維持されている⁽⁹⁹⁾。

みなし配当課税との関係においては、みなし配当以外の部分は株式等の譲渡所得に係る収入金額とみなされ、そこから譲渡所得が計算されることとなった(租特措37条の10第3項4号)。このことは、個人株主においては、株式の譲渡がないにもかかわらず、譲渡があったものと同様に課税されることを意味する⁽¹⁰⁰⁾。

(97) 松永真理子「法人税法における混合配当の取扱いとプロラタ計算について—近年の税務訴訟を題材に—」税に関する論文入選論文集16巻75頁(2020)83頁。

(98) 一定の上場株式等に係る譲渡所得については7%の軽減税率が適用された。同時に譲渡損失の繰越控除制度が創設された。

(99) 平成25(2013)年に株式等に係る配当所得及び譲渡所得に係る非課税措置(NISA)が導入された。

②法人株主

平成13年度改正において、法人株主に対するみなし配当の計算方法が、それまでの取得価額をもとに計算するものから、法人の資本金等の額をもとに計算するものに変更された。これに伴い、法人株主についても、個人株主と同様、みなし配当以外の部分については、取得価額との差額につき、譲渡損益が生じることとなった。

具体的には、法人側における処理は前述のとおりであるが、法人株主側では、資本の払戻しによる交付金銭等の額からみなし配当の額を控除した金額が譲渡対価の額とされ、そこから譲渡損益が計算されることとなった(法法61条の2第1項1号括弧書)。

個人株主のように株式の譲渡がないにもかかわらず譲渡があったものとして課税するのではなく、「みなし配当を生ずべき事由の発生(減少する資本金等の額に相当する資産の流出)が『譲渡』に該当することを前提とし⁽¹⁰¹⁾て」、みなし配当部分を除くといった建付けになっていることから、租税法⁽¹⁰³⁾における「譲渡」の概念⁽¹⁰²⁾が広く認識されているのではないかと指摘される⁽¹⁰⁴⁾。

(4) 小括

平成13年度改正以降のみなし配当課税の沿革をみると、会社法においては資本部分と利益部分との差異がなくなる一方で、租税法においては、剩

(100) 谷口勢津夫『税法基本講義(第7版)』282頁(弘文堂、2021)。

(101) 同上、499頁。

(102) 租税法における「譲渡」とは、一般に「有償であると無償であるとを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念で、売買や交換はもとより、競売(…)、公売、取用(…)、物納(ただし、譲渡はなかったものとみなされる。…)、現物出資(…)等が、それに含まれる」とされる。金子・前掲注5)266頁。譲渡の意義について、伊川正樹「譲渡所得課税における『資産の譲渡』」税法学561号3頁(2009)。

(103) 谷口・前掲注100)499頁。

(104) 岡村・前掲注24)138頁。

余金からの配当を出資に対応する部分と利益の留保部分とをより厳格に区分するためにプロラタ計算が導入された。しかしながら、プロラタ計算を導入したことにより、混合配当及び先後配当の問題等が生じることとなった。

配当課税との関係においては、個人株主につき二重課税排除の調整としての配当控除が維持される一方で、法人株主の受取配当等の益金不算入規定については、課税ベース拡大の一環として益金不算入割合がさらに引き下げられ、受取配当等の益金不算入規定の「法人段階多重課税」排除の調整という位置付けはさらに後退した。

みなし配当と譲渡所得課税との関係においては、みなし配当課税を契機として譲渡概念が拡大されたと指摘される。

4 まとめ

昭和26年度改正における2項みなし配当課税を契機として、学説においてみなし配当課税の理論的背景が問われることとなった。学説においては課税説、二重課税排除規定説、非課税説がそれぞれの主張が展開されたものの、統一的な見解は示されなかった。Ⅲでは、みなし配当課税の沿革を踏まえて配当課税と譲渡所得課税との関係についても視野を広げ、改めてみなし配当課税の理論的背景を振り返った。

まず、課税説について検討する。課税説は、みなし配当課税を配当に課税するものと位置付ける。課税説は、2項みなし配当課税を、法人の利益の留保により生じた未実現利得を株主に配当されないことが確定した時点で「配当所得」として「課税する」もの、また配当所得が譲渡所得に転換される時点で法人の利益の留保部分につき「配当所得」として「課税する」ものとする。すなわち、課税説は、みなし配当課税を法人の利益の留保部分につき「配当所得」として「課税」するものであると位置付けた上で2項みなし配当課税について論じるものと考えられる。その背景には、「法人段階で1回、株主段階でもう1回」という二段階課税の貫徹(株主段

階における課税の確保⁽¹⁰⁵⁾』といった考えがある。法人の出資に対応する部分は株主段階で課税済のものである。したがって、これに課税すると、「原資の回収（元本の払戻し）への課税にあたるから二重課税となり⁽¹⁰⁶⁾」、そもそもこれは「所得を構成しない⁽¹⁰⁷⁾」。これに対して、法人の利益の留保部分は株主段階での課税を受けていない。したがって、資本の払戻しにより株主が金銭等の交付を受けた場合に利益の留保部分を配当として課税するのである。

課税説の考えは、みなし配当課税の沿革とも整合的である。大正 9 年度改正導入当初のみなし配当課税は、個人株主のみを対象としており、その目的は「配当所得の総合課税化」の中での配当所得の課税強化にあった。その中で、株式の消却や社員の退社を起因とした資本の払戻しがある場合に、交付金銭等のうちに出資に対応する部分を超える金額があるときは、これを配当とみなして課税した。その背景には、配当所得の捕捉を漏れなく行うという一貫した姿勢がみてとれる。

また、課税説の考えは、「法人段階多重課税」の防止の観点とも整合的である。大正 9 年度改正においては、法人株主にみなし配当課税は行われていなかった。配当課税との関係においても、結果的に個人株主の配当控除による税収減少分を補うために課税されることとなったものの、当初の改正案では法人株主の配当所得は非課税とされていた。受取配当等の益金不算入制度の導入と同時に、法人株主においてもみなし配当が認識されたが、このことは課税説と矛盾しない。

次に、二重課税排除規定説について検討する。少なくとも法人株主については、みなし配当課税が「法人段階多重課税」を防止するためであったという主張はその沿革とも整合的である。法人株主においてみなし配当が認識されることになったのは、受取配当等の益金不算入制度の導入を契機

(105) 渡辺・前掲注 2) 199頁。

(106) 渡辺・前掲注 2) 198頁。

(107) 同上。

とする。シャープ勧告は法人擬制説の観点から、それまでの「法人段階多重課税」を懲罰的な課税と評価した上で、このような懲罰的な課税を廃止すべきと勧告した。受取配当等の益金不算入制度は、法人の所得が最終的には個人に配当されることを前提として、法人間配当における多重課税を防止するものである。よって、受取配当等の益金不算入制度の導入と同時に法人株主に対してみなし配当課税が行われるようになったことは、間接的には「法人段階多重課税」の防止を目的とするものであったといえることができる。しかしながら、その後、受取配当益金不算入制度は、その目的を多重課税の排除から法人税制の中立性の確保へと変容した。そのような中で、現行法においてもみなし配当課税が「法人段階多重課税」の防止を目的としたものといえるか疑問が残る。

他方、個人株主については、大正9年度改正に導入された配当所得の控除は、結果的に二重課税排除の調整とされるものの、控除割合は徐々に低下し、最終的には廃止された。他方、みなし配当課税制度は維持された。したがって、個人株主に対するみなし配当課税の目的を二重課税排除の調整のためと位置づけることについては疑問が残る。

最後に、非課税説について検討する。非課税説の主張は2項みなし配当課税に関するものであり、みなし配当課税そのものを否定しているわけではない。みなし配当課税は、前述のとおり、法人の留保所得が株主に分配されることを契機に配当課税を行うもの、あるいは「法人段階多重課税」の防止するものと位置づけられよう。みなし配当課税を行わないと、法人の利益の留保部分について永久に配当課税されないことになる、あるいは多重課税が続くこととなる。これを防止するためには、やはりみなし配当課税は必要であったと結論づけることができる。

資本の払戻しに係るみなし配当課税は、沿革からみる限り、それぞれの時期において個人株主、法人株主について異なる役目を果たしてきた。しかしながら、現行法においては、少なくとも、法人の株主に対する資本の払戻しを契機に、法人の利益の留保部分についてこれを課税するためのも

のとして機能しているといえよう。⁽¹⁰⁸⁾

(つづく)

(108) 渡辺は、個人株主については課税説が妥当であるとするものの、法人株主については二重課税排除規定説が妥当であるとする。ただし、みなし配当課税の理論的根拠はそれほど明確なものではなく、立法論として廃止する方向もあり得るとする。渡辺徹也『企業取引と租税回避—租税回避行為への司法上および立法上の対応—』209頁以下（中央経済社、2002）。